

第3 1回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月6日(火)午後1時26分から午後3時38分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(24人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	5番	佐藤 勲
6番	寺崎 正親	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	大野 俊彦
10番	信澤 健治	11番	中沢 幸子
12番	山田 孝夫	13番	天田 晃
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
16番	永井 保伸	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	設楽 明志	25番	金井 政明

4 欠席委員(1人) 4番 浦恩城 由子

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	渡邊 喬丈
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
主査	清水 賢太郎
主査	岩井 道裕
主任主事	引田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主事	岩井 啓太
----	-------

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時26分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。皆様おそろいですので、第31回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長よりお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 今日は、マイクがブーンと言わないね。

○事務局 悪いかもしれない。

○会長 途中で言い始める。

○事務局 分らないです。かもしれないです。

○会長 そうなの。皆さん、また雑音が入ると思いますけれども、あんまり苦ししないで、進めたいと思います。

それでは、ただいまから第31回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席者は議席番号4番、浦恩城由子委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号8番、須田直子委員並びに18番、川野健一委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

4番 変更の理由につきましては、需要のある作物を追加するためとのございまして、イチゴ、イチゴ苗からイチゴ、マンゴー、コーヒー、アボカド、グアバ、パッションフルーツ、ヒラタケに変更したいとのございます。

5番 変更の理由につきましては、需要のある作物を追加するためとのございまして、ブロッコリーからジニア、スターチスに変更したいとのございます。

6番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのございまして、カボチャの芽からフキに変更したいとのございます。

7番 変更の理由につきましては、栽培効率のよい作物に変更したいとのございまして、オクラから中玉トマトに変更したいとのございます。

8番 変更の理由につきましては、栽培効率のよい作物に変更するためとのございまして、アカシソ、カボチャ、サツマイモからリーフレタス、ミョウガに変更したいとのございます。

9番 変更の理由につきましては、土壌に適した作物に変更したいとのございまして、ダイコンからショウガに変更したいとのございます。

10番 変更の理由につきましては、栽培効率のよい作物に変更したいとのございまして、ナス、ピーマン、オカワサビからキュウリ、トマト、ベビーリーフに変更したいとのございます。

11番 変更の理由につきましては、加工品として需要のある作物に変更するためとのございまして、ワラビからカボチャに変更したいとのございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

なお、ナンバー1からナンバー11の詳細な営農計画につきましては、別添資料、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書及び営農計画書のとおりでございます。

また、ナンバー12からナンバー20は、先月保留となった案件のため一括案件とさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長 ただいまナンバー1から11まで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん質問等ございましたらお願いいいたします。

これ、事前協議で北部地区の事前協議で、南部の方は、その事前協議に入っていなかったもので、南部の方、委員さんでもいろいろ何か疑問の点がありましたら、質問のほどをお願いいいたします。

では、飯野班長さん、報告をお願いいいたします。1時間ぐらいかけると、それ駄目なので、手短にお願いいいたします。

○22番飯野委員 事前調査報告、第2班班長、飯野利貞です。よろしくお願いいいたします。

農地法の規定による計画変更申請審議ナンバー1からナンバー11について、申請人から聞き取りしました調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲受法人の担当者4名の出席でした。

質問1 かなりの数の圃場で作物を変更していますが、なぜこれほど多くの作物の変更が必要になったのですか。

回答 直営店からの情報を基に需要の変化、消費者の要望に応えるために作物を変更しました。また、それぞれの圃場の土壌や気候、栽培設備の変更に伴い作物を変更したものもあります。

質問2 多種多様な作物を栽培する計画ですが、農作業経験が浅い作物や栽培が難しい作物の栽培は問題なく行われていますか。定植や収穫の時期が適切でない作物もあるように見受けられます。

回答 種苗会社の担当者や専門店からの指導で適切に栽培できている作物がほとんどです。ただ、改善の余地があると考えていますので、いただいたご意見やアドバイスを重く受け止め、今後も精いっぱい取り組んでいきます。

質問3 圃場の管理体制はどのようになっていますか。

回答 全体で従業員数は約160名おり、班分けをしてエリアごとに担当の圃場を振り分けています。外国人の特定技能実習生も徐々に作業に慣れてきており、作業の遅れが改善されています。

質問4 出荷先はどこですか。また、出来がよくない野菜等はどうしていますか。

回答 全て当社の直営販売店で販売しています。出来上がりがよくない野菜等に関しても、よく選定しカット野菜にして売るなど工夫しています。

質問5 異常気象や獣害等、様々な課題や苦労があり試行錯誤してきたということは分かりましたが、今後は作物を定めてしっかりと収量が取れるように努力してください。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま班長のほうから報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

作物変更したってきちんと管理ができなければ、今までと同じになってしまうのだけれども。6番の最初、カボチャの芽って、カボチャの芽って何するのだろうか。誰か知っている人、いる。カボチャの芽を取って、どのようにそれを利用するのだろうか。料理に使うのだろうか。皆さん知らない。すぐ調べられるのか、カボチャの芽というのは何に使われているのか。一応こういうのが出ているから。何に利用されているのだから、ちょっと調べてもらって。サラダか何かに入れるのかな。

分かった。

○事務局 はい。アジアのほうでは一般的な食材ということで、表面のとげですとか、そういった筋とかは取った後に、天ぷらにしたりですとかニンニク炒めにしたりですとか、おみそ汁とかスープに入れて食べる方法があるみたいです。

○会長 そういふことだそうですね。皆さんも、なかなかカボチャの芽まで食べなくも食べる物たくさ

んあるから。だけれども、そういう食べる国もあるそうです。1つ勉強になりましたね。

それでは、そのほか。

はい、金井委員。

○25番金井委員 25番の金井です。全般的に見て、取りあえず、一応ある作付、作物を作って、それをまた変えると。その最初に何か植えたときに、ある程度調査してやって、さっきも聞いたように専門家の意見も聞いているという話も聞いているのですけれども、それで、こんなに変更しなくてはならないかというのをちょっと疑問があつて、それで、今度は5年今たっているわけですよ。

5年たって、今後、だからどうするかというあれで、今後の5年もだから心配になってきますものね。これで本当にこの新しいそのやった作物でちゃんとうまくいくのかどうかというのが疑問があります。

○会長 今の質問に対して、では。

○事務局 事務局のほうから。申請者に関しまして、今回この作物変更が多く出てしまっているのが、前回12月の聞き取りの際にもあったのですけれども、まず認識不足というのが大きなところで、この営農型の太陽光の下で作物を栽培して、変更する際には農業委員会に申請をして、そこで許可を得られた後でなければ本来変更ができないという決まりがあるので、そこをまず認識していなかったというところで、もう現場の判断で、その需要を見たりだとか、実際栽培しやすい作物ということで変更してしまっていたというのが実際のところになりまして、今後、今回こういった形で変更した後につきまして、変更がもしできれば、その後はそんなにすぐに作物を変えるということはなく、基本的には今回変更が認められた作物で栽培を続けていくというふうに伺っております。

以上です。

○25番金井委員 そうすると、新しい変更後のその作物については、こういう点でいいとか、こういう点ではこういう作物作れるとかという、そういうちゃんとした理由だとか、そういうやつが、成果みたいなものが何かあるのですか。

○事務局 変更の申請書には変更の理由というところで、この作物からこの作物に変更する理由を挙げていただいております、その需要に関する部分ですとか、栽培のしやすさですとか、収益に関わる部分ですとか理由は様々あるのですけれども、そういったところに基づいて変更するのと、あとは、その知見を有する者ということで、そういう方からアドバイスをいただきながら、定期的に圃場にも来てもらっているということでもありますので、栽培を指導を受けながら続けていくというふうには伺っております。

○25番金井委員 今言ったように、当初で必ず分かるような理由ですよ。今さら聞くような感じではなくて、本来なら土質がこう調べてみたら違つたとか、そういうような明確な理由なあれならいいのですけれども。そうでなくて、何か、最初からもう分かつたような理由で何か変更しているよ

うな気がするのですけれども。

○22番飯野委員 ちょっといいですか。

○会長 では、班長。

○22番飯野委員 私も申請者さんについては、以前から地元でもよく見ていて非常に疑問を持っているところです。その中で、また今回作物変更ということで認定し、また、まさにこの前も話したように事前着工という形で認識なくやっているというのが。おととも、ちょっとほかの委員さんと、このことで一緒に見たのですけれども、ちょうど十文字の中でリーフレタスが変更したところありました。そこは、3人で見て、これ比較的よくできているというところは確かにありました。でも、今、金井さんが言うように、本当に全体的に見たときには、まちまちで、もうやっぱり8割以上いかない、半分もいかないというようなところは。また、もっと言うと、一回も作付していないようなところも現状もありました。それは、今後また作物変更で来月ですか、今月ですか、上がってくる案件になっています。審議する案件になっているわけなのですけれども、その辺も本当に疑問を持っているのですけれども、この中でこういうことを審議しなければならないということは、皆さんも含めて大変だということは農業委員会として思っているところなのです。

会長、どうですか。

○会長 今、飯野班長さんから今お話がございましたように、変更する以上はそれなりにきちんと栽培してもらいたいのです。これ作物変更して、その経過というのは毎年報告してもらうのだよね。

○事務局 そうです。毎年2月中にその実績の報告というのを上げていただくことになっておりますので、まず年1回は確実にその報告というのを書類として正式に上がってくるのですけれども、あとは、こちらに関しては、それ以外でも定期的にその現地の写真ですとか、そういったものを毎月か、何か月に1回というような形で、その耕作の状況の現場の写真を上げてもらうようお願いしまして、こちらでも定期的に現地は見るようにしていきたいというふうに考えております。

○会長 事務局だけだと限りがあるので、委員さんに、では、近場の圃場を見てもらって、それでまた報告してもらって、それで、これ、みんな令和2年か。2年だね。本来なら10年か。

○事務局 そうです。

○会長 10年なのだけれども、取りあえずあれか、その経緯を調べてもらって、更新は10年ということであれか。

○事務局 そうですね、当初は10年というもので、その途中での作物の変更というような形になります。

○会長 また、変更して、変更したけれども、これではなって思ったような圃場がございましたら、事務局、またこういう集まったときにお話ししていただければ、事務局、また、ちょっと厳しくお話をします。これだけ出して、それだけの覚悟をするのだから、それなりのことはすると思うのですけれども。

では、これ全体、一つ一つではなくて全体的に考えてちょっと判断してもらいたいのですけれども。

○19番福田委員 すみません。

○会長 福田さん。

○19番福田委員 19番の福田ですけれども、例えばなのですけれども、この4番のところで記載の平米ということで、これだけのイチゴ、マンゴー、コーヒー、アボカド、グアバ、パッションフルーツ、ヒラタケというものを変更後のもので栽培するわけですが、2年の間に80%クリアしているところの把握の仕方といいますか、事務局のほうではどのように考えているのでしょうか。

それで2年後に80%クリアしていなければ対応として、事務局の対応としてどのような考えがあるのか。農地法の施行令47条並びに51条絡みの関係で権利そのものについて、権利といいますか、許可そのものについてどのような対応を考えていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいのですが。

○会長 もう、これは実のなるあれだから、みんな。令和元年か、8年、8、9、10。今の質問に対して。

○事務局 栽培の状況につきましては、先ほど申し上げたとおり、申請者からも逐一報告をいただくような形で現場の写真も含めて報告をいただき、また年1回には、その収量も含めた正式な報告ということで確認をしていきたいと思えます。収量8割というところにつきましては、基準上8割を満たすというのはもちろん求められているところではあるのですけれども、そこを目指して耕作していただくのはもちろんなのですけれども、それに満たない場合には、それに向けて収量を上げられるように指導していくとともに、改善が全く見られないというようなことがありましたら、それにつきましては文書指導から始めて、勧告なり段階を追って厳格に指導をしていきたいというふうに考えております。

○会長 これはイチゴだったら、すぐその収量とか、そういうのは確認できる。ほかの果物関係は、2年ぐらいではなるとか、そういう収量とかとてもいかないので、成長具合を調べると、これはね。福田委員、いいですか。

○19番福田委員 はい。

○25番金井委員 すみません。

○会長 はい。

○25番金井委員 どちらにしても、取りあえず、この会社を見ると何か少しいかげんな感じがするのですけれども、農業委員会として、こういうやつについて、例えばさっき言ったように、管理ただしていて、うまくいかなかった場合に不許可というのはあり得ないのですよね。許可しない。許可取り消す。

○会長 よっぽどではないと。今まで全国で不許可出したのだけな。あったかな。

○25番金井委員 許可取り消すのはないのですね、これ。

- 22番飯野委員 この前、県のほうの方が指導、の方、聞き取りしたときに、何かそういうようなことも、ちょっとニュアンスで感じたのだけれども、話の中で自分は、許可出せるように。
- 25番金井委員 この高崎管内であんまりないのですよね。
- 15番塚越委員 高崎ではない。
- 25番金井委員 だから、そうするというと、こういう人も、何か、もう許可取消しなんかないのだというような感じになるというと、適当にやって、して満たせてやればいいのだというような感じになってしまう可能性もありますよね。
- 会長 よくよくひどければ不許可というのにも出るけれども。
- 25番金井委員 何か不許可というのはあんまり考えられないというような感じに、今。
- 会長 でも、不許可というのはあるのはある。
- 25番金井委員 あるのですけれども。実際、だから、あんまり不許可をしたことはないということね、そうすると。
- 会長 よっぽどひどくて指導に従わなかったとか、よほどのあれでないと不許可というのは。
- 25番金井委員 あと、だから、そのあれでして、何か市のほうで管理体制を厳しくしてやって、半年ごとにばんばん、ばんばんこういろいろ言ってやって改善を求めるとい、そういう体制ができるのだからかしら。それもなかなか難しいという話になるというと、こうしておくというしかないって。農業委員会そのもの決定自体が本当にいいかげんなものになってしまうという感じになってしまう。農業委員会に対してあれすればいいのだという、あとは、そんなに大してしなくたっていいのだというような話になってしまうと困るなと思っています。
- 会長 そういうことのないように、事務局から、委員さんからそういう意見も出ましたということをちょっと伝えてもらって、本当に真剣になってやってもらわないと、いろいろ問題残るので。申請者なんでね、一番やっていて、営農型、もう本当に手本になるようなことをやってもらわないと困るので。この間も、新聞に申請者の随分いい写真が出ていて。寒々げにやっているようなのだけれども、一部だけれども、ところでこういうことをやっているって。そういうところはなかなか出さないよね。
- 15番塚越委員 いいところだけだ、出すのは。
- 会長 はい。
- 15番塚越委員 そうそう、そうそう。
- 会長 そういう意見も出ましたということで、事務局のほうからこっちの申請者に話ししてもらいましょう。そういう厳しい意見も出ましたということ。それでよろしいでしょうか。
- 全員 はい。
- 会長 それでは、大体意見も出ましたので、ナンバー1から11について異議がなければ承認するのですけれども、よろしいでしょうか。

を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和5年1月23日許可、高農委指令第1582号でございました。変更の理由につきましては、パネルの配置の変更による支柱本数の変更及び獣害対応で秋作物に変更するためでございまして、カボチャからブロッコリーに変更したいとのごことでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の3条許可申請、議案書20ページ、議案第3号ナンバー11及び5条許可申請、議案書26ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請一括案件は10件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー12から21までですか、一括して説明していただきました。前に協議はしたのですよね。それなので今回これ一括して審議行います。

この件に関して何か質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和18年1月23日」から「令和11年1月23日」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の北部事前協議におきまして、圃場の状態は良好に管理されているが、作物変更があり収量が確認できていない状況のため、今回につきましては10年の更新ではなく3年の更新とし、管理、営農の状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかというご意見をいただきました。それを受けまして申請代理人にその旨をお伝えしましたところ、転用期間を3年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年1月24日から令和11年1月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書15ページ、議案第2号ナンバー21及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書26ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

12番 こちらも、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和11年2月21日」から「令和9年2月21日」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の北部の事前協議におきまして圃場の営農状況が良好とは言えない状況のため、今回につきましては3年更新ではなく1年更新とし、管理、営農の改善状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかというご意見をいただきました。それを受けまして、申請代理人にその旨をお伝えしましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年2月22日から令和9年2月21日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書27ページ、議案第5号ナンバー2が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件

とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 こちらも、初めに議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄の一時転用の設定期間の満了日を令和18年1月23日から令和9年1月23日に訂正をお願いいたします。こちら、先日の北部事前協議におきまして、収量が8割に満たず、圃場の営農状況も良好とは言えない状況のため、今回につきましては10年更新ではなく1年更新とし、管理、営農の改善状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかというご意見をいただきました。それを受けて、申請代理人にその旨をお伝えしましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年1月24日から令和9年1月23日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書28ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は14件でございます。なお、この14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さま。今説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

今回、贈与というのが随分あります。隣接する申請地だからいいけれども、小さい面積で離れているところで贈与されても困るので、25平米だとか、結構少ない。贈与が増えてきたね。

○25番金井委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井です。11番についてなのですがすけれども、土地出すのが下の3人だと思のですがすけれども、下のほうに真ん中に有限会社というのがあるのですがすけれども、これと株式会社って何か違うのですか。同じなのですか。

○事務局 法人格が別法人になりますので、別人扱いです。

○25番金井委員 ということは、どういうことなのですか。これは、別扱いという。もともとこの有限会社というのは、何かこれであれですよね、土地を得ているわけですよね。これね。耕作する。

- 事務局 はい。
- 25番金井委員 それをしたやつを今度は株式会社にやって、今度は太陽光をするということですか。
- 事務局 そうです。
- 25番金井委員 何かちょっとこの辺がしっくりいかないのですけれども。有限会社というのは何なのですか、これは。
- 事務局 営農を行う農地所有適格法人ということで農業を主とした法人です。
- 25番金井委員 そうですね。
- 事務局 株式会社は、売電事業を主とした。
- 25番金井委員 そうそう。そうすると、この2つ、一緒にこれからするというと、有限会社で一応土地を得て、それで株式会社にやって太陽光するという話になってくると、これ一連で、そうするというと、そういう会社であれなのですか、策略でやるという話ではないのですか。
- 事務局 策略というと。
- 25番金井委員 要は、株式会社で先やってしまうと、なかなか土地が確保できないので、一応こういうので何か農業クラブみたいので農地集めて、それで、またそれを太陽光にやるという、そういう二重にするとやりやすいという話で何か、そういうわけに取られないのですか。
- 事務局 グループとしては1グループの中の法人なので、そういう印象を持たれると思うのですけれども、法人格的には別法人になりますので……
- 25番金井委員 いや、それは分かる。分かるのですけれども。分かるのだけれども、一つのでっかい会社だから、一つの中でこういう組織をつかってやって、こうにやるということがいいことなのですか。
- 事務局 別に悪いことではないので。要は農地を所有できる法人になりますので、そのこと自体は問題はなく、そこの農地の営農はあくまでも譲渡人が行って、その上部でパネルを設置を今回この譲受人の法人が地上権設定で許可を取って、その上で太陽光をやるという形態になりますので、通常のほかの5条で許可を取っている営農型太陽光の5条と何も変わらない形にはなっていますので、そこについては特段……何でしょう……
- 25番金井委員 法律的に問題はないということなのですか。
- 事務局 そうです。農地の所有もできる法人ですし、上で営農型太陽光やる上では売電事業者が上で地上権設定で許可を取って売電を行うということ自体は問題がない、法律的にも認められている形ではありますので。
- 25番金井委員 有限会社というのが、ちゃんと真面目に農家やっているのだったらいいのですけれども、真面目にやっていなくて、何か適当に株式会社に土地を、その太陽光にするために、こういうやつつくっているように考えられないのですかね。
- 事務局 そうには見えてしまうのですけれども、そこというのは、何ていうのですか、別で考えな

くてはいけなくて、有限会社として、法人として農地を所有する条件というのは、あくまでも法人の売上げ等の過半が農業という条件等を満たしていれば、農地所有すること自体はできるので、所有している事実については何も問題がない状態ですので、ご指摘のあったような違法状態ということではないです。

○25番金井委員 農業の何か、日本農業の何か発展だとかそういうのでやって、するという話になると、太陽光するためにこういうやつ。有限会社も、では、太陽光するためにこういうようなやつ、組織をつくってやっているというふうに考えると、何かちょっと筋が違うのではないかなと私は気がしたのです。

○事務局 おっしゃることは分かるのですけれども、組織として営農を行う法人を設立をして、その法人で農地を取得して、農業ももちろんやって、ただ、別の法人でその上で太陽光をやるということ自体は事業の形態としては何ら問題がないので。ただ、このグループの営農状況があんまりよくないというところがあるので、そういった疑念、疑念というか、そういう印象を持たれるのはごもつともなのかなとは思っています。ただ、やり方自体には何にも問題はないですね、法律上は。

○会長 どうも納得していないね。

○25番金井委員 皆さん納得しますかね、実際に。私には、何かちょっといまいちだな。こういうの。

○22番飯野委員 ちょっと。

○会長 はい、飯野委員。

○22番飯野委員 私もそうに言われると、そんな気もするのですけれども、なかなかね、やっていることなのですから、さっき計画変更の中で出した回答をしました中で、全体の従業員数が約160名という回答を受けてあれなのですから、これはやっぱり株式会社と有限会社合わせて160人ということなのですかね。

○事務局 いや、恐らく……

○22番飯野委員 そのすみ分けというのは……

○事務局 有限会社のみです。

○22番飯野委員 有限会社のみ。

○事務局 営農の部門ということで、有限会社で。

○22番飯野委員 そうなると、今、金井さんが言ったような質問に対して従業員が作物を耕作するについては従業員が会社の、だから、社員が株式会社と振り分けてあるということではなくて。振り分けてあるということなのですか。どうなのですか。

○事務局 この160名という人員に関しては営農をする部門の人数になるので、譲受法人さんとは別で、この営農を行っている法人の営農部隊の人数。

○22番飯野委員 そうですね、確かに、そういう回答なのですから……終わりです。

○会長 納得するまでちょっと至っていないようだけれども、疑問というものもあると思いますけれど

も、後、こんな審議しているといつになっても終わらないので、ある程度ちょっと決定しないと困るので。取りあえず、その話はまたおいおいしましょう。今日は、そんなところで。

○22番飯野委員 宿題になってしまう。

○会長 はい、宿題ということで。

それでは、許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。こちらの関連案件といたしまして、議案書33ページ、議案第5号ナンバー26が提出されております。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま4条の2件の説明がございました。それでは、これより審議に入ります。皆さん、何か質問。これはないかな。ないかなって自分で決めては駄目だね。

何か質問等ございましたらお願いします。

異議がなければ許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

では、もう少し。続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらにつきましても、先ほど3条のところの説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を令和18年1月23日から令和11年1月23日に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年1月24日から令和11年1月23日までの3年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書15ページ、議案第2号ナンバー21及び議案書20ページ、議案第3号ナンバー11、3条の地上権設定が関連案件でございます。こちらの圃場は、令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で最初に許可を受けまして、今回は3年間の一時転用期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、こちらは表紙が位置図でございます。図面中央の赤色で囲われている箇所が申請地でございます。はるなくらぶち聖苑から北東に約640メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地が広がる地域でございます。申請地も農振農用地、青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、山林、畑、墓地、水路、公衆用道路でございます。

1枚おめくりいただきまして、次の4枚目とその次5枚目が土地利用計画図と求積図でございます。こちらの図面、見開いて御覧ください。今回は更新の申請ですので、現地にはこちらの図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。パネルの枚数1,440枚、架台支柱617本、総面積30.92平米の一時転用の許可申請でございます。

4枚目、5枚目を2枚おめくりください。6枚目の図面が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は2.1メートル、最高地上高が2.8メートルで3メートルの間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちら7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積1万47平米でブロッコリーを栽培する計画でございます。

営農者の属性は、ア及びイの認定農業者になります。属性がイの認定農業者ですので、許可期間は最大で10年間でございます。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付作物に関しては14年間の経験となっております。

1枚おめくりいただきまして、この裏面が栽培計画になります。ブロッコリーを1万47平米作付

しております。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間ですが、ブロッコリーを7月に定植し、11月から12月に収穫をする予定とのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。

農作業に従事する者ですが、こちらは常時6人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はブロッコリーは10アール当たり1,030キロとなっております、本申請地における単収見込みは10アール当たり824キロとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページが下部の農地の収支見込みとなっております。こちらは、参考までに御覧ください。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとして生産に適した日照量の確保でございますが、ブロッコリーは陽性植物で、定植直後の高温、乾燥や台風などが生育に影響することがあるが、直射日光や降雨を部分的に遮ることができ、生育に支障はないとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さが最低地上高2.1メートル、最高地上高は2.8メートル、間隔3メートルとなっております、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。一定の知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。ブロッコリーは陽性植物で、定植直後の高温、乾燥や台風などが生育に影響することがあるが、パネル下での栽培では直射日光や降雨を部分的に遮ることができ、生育にも支障はないとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これは担当班長から報告がでございます。

それでは、飯野委員、お願いします。

○22番飯野委員 事前調査報告、第2班班長、飯野利貞。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りしました調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者4名の出席でした。

質問1 まだ、ブロッコリーが収穫前のようですが、収穫はいつを予定していますか。

回答 作物をカボチャからブロッコリーに変更したため、9月に定植がずれ込んでしまい、収穫は早くても年明けになる見通しです。

質問2 現地に設置されている柵を見るとシカやイノシシ対策も力を入れているようですが、獣

害についてはいかがですか。

回答 当初予定の作物のカボチャを2回定植しましたが、2回ともシカとイノシシによる被害を受けブロッコリーに変更したという経緯があります。

質問3 ブロッコリーは1月になるとヒヨドリによる被害が考えられますが、対策はありますか。

回答 収穫時期をなるべく早めるなどの対策を早急に検討させていただきます。

質問4 次の定植の時期はいつぐらいを予定していますか。

回答 今回はイレギュラーがあり定植が遅れてしまったため、次回はもっと早く定植を行います。

質問5 カボチャよりブロッコリーのほうが獣害に強いですか。

回答 他の圃場でカボチャが食べられてしまい、ブロッコリーが残っていたという例があり、ブロッコリーに変更しましたが、その後、特に獣害はありませんでした。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告、終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

なお、先ほど事務局から、期間を令和11年の1月23日というお話がございましたけれども、前回の事前協議で北部の委員さんから、そのぐらいが適当ではないかなんて、そんなお話もございましたけれども。ここで決定する期間決めるので、何か質問等ございましたらお願いいたします。

○20番西山委員 では、1ついいですか。

○会長 西山委員。

○20番西山委員 20番の西山です。ちょっと確認みたいな形なのですが、営農発電設備の下部における農地の営農計画書のところで見ると、営農者が有限会社になりますよね。株式会社が設置して。

○会長 下だね。

○20番西山委員 それだけでも、この原書を見ると、記載の2人と、3人が株式会社に貸すわけだよ、農地を。それで、営農は有限会社だけがやると、この2人が消えてしまうわけだ。ただ、貸したって、どこへ貸したかという、あれもなくなってしまうでしょう。株式会社には貸せないわけじゃない。だから、有限会社に貸すのであれば、有限会社と記載の2人というのは3条か何かで有限会社に貸しているわけ。これ許可が出ていないのだったら闇耕作になってしまうじゃない。違う。細かいようだけれども。

○事務局 ご指摘の部分につきましては、この営農者に個人の方お二人とも貸借の設定があります。

借りて耕作をするという権利設定をした上で、3条地上権の設定と5条の一時転用の許可を得ているという形になっております。

○20番西山委員 有限会社に貸しているということなの。

- 事務局 そうです。そのとおりです。
- 20番西山委員 それが出ているならいいのだけれども、この営農者が有限会社しか載っていないと、この2人はここに名前を書いても、実際は、随分、この土地浮いてしまうわけじゃない。
- 事務局 ほかの案件でも、この譲受法人に関しては、個人の方の農地を有限会社のほうにしっかりと賃貸借等で3条の許可を得てから営農型太陽光の許可を取るというステップを踏んで、手続を全て……
- 20番西山委員 これ、先に出ているの、では。
- 事務局 先にやっています。
- 20番西山委員 出ている。それならいいのだけれども。
- 事務局 ただ、3条の権利設定、耕作権の設定になるので、この営農型の許可期間とはリンクしないのです。なので、耕作権なので10年、20年とか、そういった長いスパン、期間で権利設定をしていて、した上で営農型の許可を一時転用で短いスパンで取っていくというような形になっています。
- 20番西山委員 それでは、法人であれば、こういう小作料というのは、例えば実際のところ幾らぐらいなの。普通でやり取りする場合は無償だとか、例えば1万円とかというのはあるけれども、この有限会社に貸して、有限会社が営農をすることによってだけれども。だから、電気代から消しますよということになれば、また、それは、株式会社がまたおかしなものになってしまうし、別会社だから。
- 事務局 契約上は、ちょっと今金額等については資料が、3条の耕作権の設定の資料が手元にないので金額等はちょっと不明なのですが、あくまでも契約上は地権者と営農者の間での契約になっているというものになるので、そのお金のやり取りの部分は売電のその受人の法人のほうは形上は入っていない。
- 20番西山委員 入っていないのだよな。
- 事務局 入っていない形になっています。
- 20番西山委員 そうだよな。はい。
- 会長 西山委員、納得できた。
- 20番西山委員 はい、納得できた。
- 会長 そうか。
- 20番西山委員 だって、電気代からだってここへ払えば、だって違法な転出になってしまうし。表向きは、実際には金がこっちの株式会社からは出せないわけだから。
- 会長 ほかに。
天田君。
- 13番天田委員 13番、天田です。栽培計画の中で1反当たり2,000本という作付になっているのですが、ブロッコリー。最初から、もう6割ぐらいの収穫しかないのですけれども、これはどう

いう計画になっているのだか。通常でしたら、1反当たり3,500から5,000本なのです。それが2,000本ということは、最初から、もう6割以下の収量のめどしか立っていないので8割には絶対いかないではないですか。これで計画がどう見たっておかしいと思うのですけれども、どうなのですか。

○会長 今の質問に対して。

○事務局 すみません、10アール当たり2,000本を植付けするという計画で出ているという中で、今ご指摘があったとおり、通常であれば3,500本から5,000本を植えなければいけないということであれば、この計画自体が目標としている数量が取れない計画になっているところを、この会議の場等で、そのご意見いただければ、それを伝えて、そこはもっと改善をするようにという。もっと本数を植えなくてはいけないよというような指導というのは、こちら事務局のほうから相手には話をさせていただくという形で対応はできますので、ちょっとそこら辺。あくまでも、この計画に対してのご説明になるので、その本数のところというはちょっと我々も知識がない部分もあって申し訳ないのですが、その部分ご指摘があれば申請者にはしっかり伝えて、これでは足りないよということでお伝えして、もっと植えなければ駄目だということで計画の練り直しというか、そこは改善するよということでお話をさせていただきます。

○会長 よろしいでしょうか。そういうふうに申請者にお話しするというで。

ほかにございますでしょうか。

これは、あれだよ、反保委員のすぐ近くだから。梅林の近くで。聞こえないか。

反保委員。

○21番反保委員 はい。

○会長 そうだよ。すぐ近くだものね。

○21番反保委員 いや、うちのところではないよ。

○会長 あれ、これ、そっちか。西山委員の。

○21番反保委員 西山委員。

○会長 そっちか、そうか、そうか。西山委員のほうだ。そうか、そうか。

反保さんのところは前回だったのだけ。

○21番反保委員 はい。

○会長 前回だよ。多くいろいろ、何が何だか分からなくなってきてしまった。

○21番反保委員 そうです。みんな駄目なものばかりで弱ったものだ。

○会長 駄目なもので。

それでは、この件に関しては許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ちょっと一休憩入れるか。

では、短く5分ぐらいの休憩にします。お願いします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、また審議、これからまた続けます。

それでは、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和11年2月21日」から「令和9年2月21日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年2月22日から令和9年2月21日までの1年間の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書21ページ、議案第3号ナンバー12、3条の地上権設定が関連案件でございます。こちらの圃場は、令和5年にパネルの下でブルーベリーを栽培する計画で最初に許可を受けまして、今回は3年間の一時転用期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。見開いて御覧ください。図面中央の赤色で囲われている箇所が申請地でございます。はるなくらぶち聖苑から南に約350メートルの場所に位置しております。申請地周辺の状況は、宅地、山林、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては、農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が地番図でございます。申請地に隣接する土地につきましては、宅地、山林、畑、公衆用道路でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。見開いて御覧ください。更新の申請ですので、現地には図面のとおり太陽光パネルが設置されております。パネルの枚数1,584枚、架台支柱476本の支柱面積10.28平米の一時転用の許可申請でございます。こちらの左下側の図が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため、最低地上高、最高地上高、ともに2メートル、間隔は3メートルから4.2メートルの間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちら5枚目以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の

農地面積9,320.72平米でブルーベリーを栽培する計画でございます。こちらの農地の営農者は、オに該当する方であり、許可期間は最大で3年間となります。営農者の農作業経験は51年あり、作付作物に関しては2年間の経験があります。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が栽培計画になります。ブルーベリーを9,320.72平米作付しております。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間ですが、4年目以降を御覧ください。1年を通して補植、追肥、除草、剪定の作業をし、5年目以降から収穫を見込んでいるとのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、刈払い機を使用しているとのことでございます。農作業に従事する者につきましては、常時従事する者が1名、臨時で従事する者が2名であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はブルーベリーは、10アール当たり200キロとなっております。本申請地における単収見込みは10アール当たり160キロとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

2枚おめくりいただきまして、こちらは下部の農地の収支見込みとなっております。参考までに御覧ください。

収支見込みのページを4枚おめくりください。営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、ブルーベリーは半陰性であり、こちらの圃場では遮光率が43%になることから生育に適した日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さが最低地上高2.0メートル、最高地上高2.0メートル、間隔が3.0メートルから4.2メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保につきましては、トラクター等の使用は予定していないため作業に必要な空間は十分に確保できているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見を御覧ください。太陽光発電施設の下で遮光率が43%であれば、通常の収量の8割を見込めるのではないかとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらは現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続いて、班長から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 事前調査報告、第2班班長、飯野利貞。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りしました調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者1名の出席でした。

質問1 営農型太陽光発電は、他の圃場でもやっていますか。

回答 今回の申請の圃場以外ではやっていません。

質問2 ブルーベリーは、いつ植えましたか。

回答 工事が遅れた昨年の7月に設備が完成した後、約200本を植え付けました。しかし、夏の暑い時期に植えてしまったため枯れてしまう株が多く、秋に約100本を追加で植え直しました。最近では獣害があり、追加で植付けを行いました。

質問3 獣害への対策についてはいかがですか。

回答 現在は周りにネットと電気柵を設置していますが、十分ではないので、特にシカやイノシシが進入してくる東側に強固なスチール製の柵を設置することを検討しています。

質問4 ブルーベリー栽培の経験はありますか。

回答 ブルーベリー栽培の経験はないので、渋川でブルーベリーを営んでいる人にアドバイスをいただきながらやっています。

質問5 ブルーベリーを植え付ける際、50センチぐらい掘ってピートモスを入れて植えるのがよいが、植付けをどのように行いましたか。

回答 ピートモスを混ぜて植付けをしましたが、次回植付けをする際には参考にさせていただきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

何か質問等ございましたらよろしくお願いたします。

現地見て、あんまり結果がよくなかったもので、今回、更新年数を1年ということにしたのですが、我々の仕事量も、1年のところ、来年だね、現地調査してきて仕事量も増えますけれども。

質問等ございましたら、事前協議のときに、随分、北部の委員さんからはいろいろ出ましたけれども。

そうすれば、あれですか、1年ということでもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 期間はね。それで、これ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することといたします。

続いて、ナンバー3の説明、事務局、お願いします。

○事務局

3番 こちらにつきましても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和18年1月23日」

から「令和9年1月23日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので転用期間が定められております。令和8年1月24日から令和9年1月23日までの1年間の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書22ページ、議案第3号ナンバー14、3条の地上権設定が関連案件でございます。

こちらの圃場は、令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で最初に許可を受けまして、今回は3年間の一時転用期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料を御覧ください。

1枚目、こちらが表紙が位置図でございます。図面中央の赤色で囲われている箇所が申請地でございます。高崎市立久留間小学校から北東に約1キロの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、農振農用地が広がる地域でございます。申請地も農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、東側と南側が畑、北側と西側が公衆用道路でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目と次の5枚目が土地利用計画図と求積図でございます。見開いて御覧ください。更新の申請ですので、現地にはこちらの図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。パネルの枚数124枚、架台支柱54本、この支柱の面積2.16平米の一時転用の許可申請でございます。

4枚目と5枚目の図面を2枚おめくりください。その次6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用の支柱のため、最低地上高は2.1メートル、最高地上高は2.8メートルで3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。7枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積1,075平米でカボチャを栽培する計画でございます。

営農者の属性は、ア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者となりますので、許可期間は最大で10年間でございます。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付作物に関しては14年間の経験となっております。

1枚おめくりいただきまして、裏面が栽培計画になります。カボチャを1,075平米作付しております。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間ですが、4年目以降を御覧ください。カボチャを4月に定植、8月から9月にかけて収穫するとのことでございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を1台使用しているとのことをごさいます。農作業に従事する者ですが、常時6人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収は10アール当たり1,160キロとなっております。本申請地における単収見込みは10アール当たり928キロとなっております。80%の収量を見込んでいるとのことをごさいます。今年10アール当たり405キロの収穫があったとのことをごさいます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは下部の農地の収支見込みとなっております。参考までに御覧ください。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとしまして、生産に適した日照量の確保でございますが、つるが広がり生育するため営農型の下部でも十分な日照量が確保できるとのことをごさいます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保につきましても、十分に確保しているとのことをごさいます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見欄を御覧ください。カボチャはつる性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するため、パネル下での栽培でも生育に支障はないとのことをごさいます。

1枚おめくりください。こちらは現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 続いて、班長から調査報告、お願いたします。

○22番飯野委員 事前調査報告、第2班班長、飯野利貞。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りしました調査結果について報告いたします。

なお、当日は、譲受法人の担当者4名の出席でした。

質問1 申請地内で南側に空いている部分がありましたが、なぜですか。下部の農地は筆全体になりますので、収量を確保するためにも空いた部分がないように作付してください。

回答 あの世界は発電容量の関係でパネルを設置しない部分となります。次に定植する際には空いた部分がないようにします。

質問2 ほかのカボチャの圃場では獣害が問題になっていますが、この圃場での被害状況はいかがですか。

回答 こちらの圃場では特に被害はありませんでした。

質問3 生産した野菜類はどこに出荷していますか。

回答 グループ会社の店舗に出荷しています。群馬県内だけでなく東京にも19店舗あるため全て

を買取りしています。

質問4 何度もお伝えしていますが、今後は変更する前に事務局と相談しながら進めるようにしてください。頻繁に作物を変えることのないように栽培方法の研究は常に行い、改善に向けて引き続き努力してください。

回答 はい、分かりました。一つの作物を継続していかないと人が育たないことも実感していますので、改善に向けて努力していきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

また、先ほど、事務局が、期間も令和9年の1月23日。1年間ということで、収量も半分も満たなかったのも、そんなような期間ということ、お話がございましたけれども、どうでしょう。これ、北部地区で大分協議しまして、期間もそんなような年数でいいのではないかとお話が随分出ました。

それでよければ許可相当といたしますけれども、どうでしょう。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続いて、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

7番 まず初めに、議案書への追記をお願いいたします。譲受人の欄、記載の名前の下に、前方のホワイトボードにあるとおり、名前の追記をお願いいたします。

契約内容は使用貸借、住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

8番 契約内容は売買、宗教法人を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

9番 契約内容は売買、宗教法人を営んでいるが駐車場の不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、原野、払下げ予定の公衆用道路と一体利用の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、自宅を売却し近隣の申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが事業拡大のため申請地を借り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和8年1月22日から令和11年1月21日までの3年間でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 まず、議案書に追記をお願いいたします。申請の理由欄に「始末書添付」と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、庭用地として使用していたためでございます。

契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、飲食店を開業するに当たり申請地を買い受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございます。

23番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが申請地を買い受けて駐車場として使用したいとい

う露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、運送業を営んでいるが申請地を借り受けて駐車場及び資材置場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、造園業を営んでいるが申請地を買い受けて倉庫用地として使用したいという倉庫用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、議案書24ページ、議案第4号ナンバー2が提出されております。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて保安用地として使用したいという保安用地の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 こちらは取下げでお願いいたします。議案書送付後、12月19日付で申請の取下願が提出されたため、30番は取下げでお願いいたします。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和8年1月22日から令和8年5月31日までの約4か月間でございます。

33番 契約内容は売買、医師として勤務しているが新たにクリニックを開業したく申請地を買い受けて診療所を建築したいという診療所の申請でございます。

34番 契約内容は売買、調剤薬局を営んでいるが診療所の開業に伴い申請地を買い受けて調剤薬局を建築したいという調剤薬局の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

次の36番と37番でございますが、議案書の訂正をお願いいたします。転用目的欄、一番最後、施設の概要欄、こちらの「露天駐車場」を「工場用地」と訂正をお願いいたします。こちらは開発許可の申請が工場申請されていたことを確認したため訂正とさせていただきます。

36番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが新工場建設に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという工場用地の申請でございます。

37番 契約内容は売買、半導体製造販売業を営んでいるが新工場建設に伴い駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという工場用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

40番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要の見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

41番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和8年2月1日から令和11年1月30日までの3年間でございます。

43番 契約内容は贈与、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて系統用蓄電池を設置し売電したいという系統用蓄電池設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、取下げ1件を除く40件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さま。ナンバー4から44まで一括して説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、この中で何か質問等ございましたらお願いいたします。

このナンバー28の化薬工場というのは、これは花火を作っているところなのか。

○事務局 工業薬品とか産業の火薬品などを扱っているということで……

○会長 産業の。

○事務局 事故などがあつたときに安全を確保するための用地ということで申請がありました。

○会長 そうなの。

○事務局 はい。

○会長 新井委員、分かる。

○23番新井委員 分かります。結構、地域の周りにも保安用地として持っています。

○会長 持っている。

○23番新井委員 ええ。

○会長 では、すぐ近くに人家だとか、そういうのはないのね。大丈夫だね。

○23番新井委員 大丈夫です。

○会長 そうですか。

皆さんのほうからどうでしょう。30番は取下げということなので。これとってなければ、ナンバー9とナンバー42は、面積的に許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。

そのほかの案件についても、許可相当としてよろしければ、そうにします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

まずは、議案書の訂正をお願いいたします。

ナンバー2及びナンバー3の町名と字名に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。正しくはホワイトボードに書いてあるとおり、ナンバー2のほうの町名については箕郷町松之沢、字名については長久保、ナンバー3のほうの町名につきましては箕郷町善地、字名については風原です。こちらで訂正をお願いいたします。

1番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

3番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

4番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物

理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ご苦労さま。

続いて、地域担当委員から報告。

まず初め、ナンバー1は乗附町ですので、寺崎正親委員から報告をお願いします。

○6番寺崎委員 6番、寺崎です。ナンバー1につきまして現地を確認した結果をご報告いたします。

12月8日に推進委員の松本一正委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地はいずれも接道がなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

○会長 ご苦労さま。

続いて、ナンバー2は箕郷町松之沢ですので、石川大輔委員から報告をお願いします。

○17番石川委員 17番、石川です。ナンバー2、ナンバー3ともに12月10日に推進委員の新井和幸委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、いずれも数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ナンバー3まで報告してくれたのね。そうだね。2と3ね。

○全員 はい。

○会長 続いて、ナンバー4は宮沢町ですので、飯野利貞委員から報告をお願いします。

○22番飯野委員 ナンバー4について、現地を確認した結果をご報告いたします。

12月12日に推進委員の清水茂樹委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められることを判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま4か所の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。報告のとおり、傾斜がきつくて雑木だとか、いろいろジャングル状態みたいな感じでしたよね、写真見た感じが。

異議がなければ証明するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続いて、議案第7号に移ります。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「農用地利用集積等促進計画(案)」とA4横の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画(案)総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

今回の議案は、令和8年3月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「農用地利用集積等促進計画(案)総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は13名、貸手は22名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が11筆、1万1,769平米、地目、田の期間借地が2筆、1,500平米、地目、畑の通年が29筆、4万8,089平米、地目、畑の期間借地はございません。合計で42筆、6万1,358平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は36筆で、割合は85.7%となっております。

続いて、1枚おめくりいただき、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が13筆、1万3,269平米、畑が20筆、3万4,379平米、10年から15年未満の農用地について、田の設定はございません、畑が9筆、1万3,710平米、15年以上の農用地については、田、畑ともに設定はございません。

なお、1点補足がございます。農用地利用集積等促進計画(案)と書かれた、もう一つの冊子を御覧いただき、右下の9ページを御覧ください。

9ページのナンバー1を御覧いただきますと、右側の存続期間というところが4年8か月となっております。農地中間管理事業での農地貸借は最低5年以上となっておりますが、この農地につきましては、もともと令和7年11月1日から貸借が開始する予定となっておりますが、貸借の効力を発揮する公告という行為を行った後に、耕作者が公告日以前に亡くなっていたことが判明しました。そのため現状は、地権者と群馬県農業公社の契約だけが残っている状況となっております。今回の申請は、その農地を群馬県農業公社から別の耕作者が借りるという申請になっており、貸借満了日を地権者と農業公社との契約に合わせるため期間が5年未満となっております。

補足は以上でございます。

また、今回は、農地中間管理機構を介した売買が1件ございます。今見ていただいている冊子の一番最後のページを御覧ください。右下17ページに売買の詳細の情報が記載がされております。なお、売買については、貸借とはスケジュールが異なっており2月1日公告予定となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 今回の説明のとおり、4年と8か月って、ちょっと不思議に思った方もおられるでしょうけれども、説明がございました。

これについてよろしければ要請するわけですが、要請してよろしいでしょうか。質問等なければ、いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、報告事項に移ります。第1号から第4号まで。

では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか3件、合計4件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は死因贈与、転用目的は庭用地、用途指定区分は準工業地域、ほか16件、合計17件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか6件、合計7件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条申請4件、5条申請32件、合計36件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年12月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他、事務局から何かそっちのある。ない。ないですか。

○事務局 はい。

○会長 この後、意見書を、前、皆さん最適化施策に関する意見書と、これから渡したりするので、時間、忙しいので。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第31回農業委員会総会を終了いたします。

この後、また5時半から新年会です。よろしくお願ひします。

ご苦勞さま。

午後 3時38分 閉会